



第16回婦人の地位委員会の 議題に関する対策資料

労 働 省

(昭和 37 年 3 月)

才 1. 6. 回 婦 人 の 地 位 委 員 会 の
議 題 に 関 す る 対 策 資 料

目 次

1. 役員選挙	1
2. 議事日程の採択	2
3. 婦人の政治的権利	3
4. 助言サービス計画	9
5. 同一労働同一賃金	12
6. 婦人の経済的権利及び経済的機会	19
7. 婦人の教育の機会	26
8. 私法上の婦人の地位	30
9. 人権に関する定期報告	35
10. 後進国の婦人の進歩に対する国連援助	42
11. 人権委員会並びに少数者の差別防止及び保護に関する小委員会の 最近の会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告	47
12. 全アメリカ婦人委員会の報告	48
13. 婦人の地位に関する通信	49
14. 委員会事業総覧，事業計画の検討と優先審議事項の設定， 文書作成の統制と制限	50
15. 経済社会理事会に対する報告書の採択	53

1. 役員選挙

手続規則第15条にもとずき、第1回会合において議長及び副議長（2名）を選挙する。

手続規則第15条 毎年第1回会合の始めにあつて、議長及び1人か2人の副議長が互選され、他の役員も選出される。

今回は議長にゾフィア・デンピンスカ（ポーランド）が立候補している。同女史は第5回、第8回～第15回会期にポーランドの代表として婦人の地位委員会に出席しており、数回副議長をつとめた。また、第15、第16回国連総会にポーランド代表として第3委員会に出席した。

なお、昨年第15回の役員は次の通りである。

議長 タマー・エシエル夫人（イスライル）

才1副議長 マリナ・ラル・ウルピナ夫人（メキシコ）

才2副議長 ヘレナ・レフレロヴァ女史（チエコスロヴァキア）

記録報告係 J.C.H.H.ド・グイंक女史（オランダ）

2. 議事日程の採択

手続規則第9条に基き，議事日程を採択する。

手続規則第9条 議題の採択は，仮議題の第1項目たることを要す。

3. 婦人の政治的権利

A. 本議題関係資料としては次のものが提出され、これを中心に討論が行なわれる予定である。

a) 婦人の政治的権利に関する事務総長覚書（未着）

これは事務総長が毎年総会に提出するもので、婦人の選挙権、被選挙権に関する諸国憲法、選挙法、その他の法律、婦人がこれらの権利を完全に、又は制限つきでもち、又はもたない諸国を示す表、権利獲得についての進展状況を示す表、及び婦人の参政権に関する条約に署名し、批准し、または加入した国々と、この条約に対して留保をし、又留保に反対した国々の表、及び国連非加盟国に関する情報を含む。

b) 政治的権利における差別に関する研究：事務総長覚書（未着）

c) 信託総治地域における婦人の地位に関する事務総長報告（E/CN.6/387）

これは第3回会期の決議に基き、第4回会期以後、毎年事務総長より本委員会に提出されていたものであるが、第15回会期における決定により信託総治地域における婦人の地位に関する報告書と非自治領における婦人の地位に関する報告書は、一方ずつそれぞれ隔年に作成することとなつたものである。この報告書は昨年15回会期の後、各地域の行政当局が作成した年次報告書から得た資料を含む。

○上期報告は、緒言のほか次の5部からなっている。

第1部 婦人の地位一般 — 英国統治下のカメルーン、ニューギニア、太平洋諸島、タンガニイカにおける状況

第2部 政治的地位 — 英国統治下のカメルーン、ニューギニア、ルアンダ・ウルンディ、タンガニイカ、

西サモアにおける状況

第3部 私法上の婦人の地位 — ナウルにおける状況

第4部 社会的経済的地位 — 英国統治下のカメルーン，ナウル，太平洋諸島，ルアンダ・ウルンディ，タンガニイカにおける状況

第5部 教育上の地位 — 英国統治下のカメルーン，ニューギニア，太平洋諸島，タンガニイカ，西サモアにおける状況

付録 信託統治理事会の文書及び議事録中婦人の地位に関係ある部分一覧

B. 本議題に関する問題点

- a) 本件に関しては、従来「婦人の参政権に関する条約」への加盟促進について勧告がなされているが、わが国においては婦人の政治的権利は既に全面的に承認されており、またこの条約に対しても批准を行つている。各国においてもこれは法制上の問題というよりも実際の普及に今後の進歩の余地が多く残されている。

C. 参考資料

- a) 婦人の政治的権利に関する日本の現行法

○日本国憲法第14条第1項、すべての国民は法の下に平等であつて人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

○公職選挙法第9条 日本国民で年令満20年以上の者は衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

日本国民たる年令満20年以上の者で3箇月以来、市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権

を有する。

○公職選挙法第10条 日本国民は、左の各号の区分に従いそれぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

1. 衆議院議員については年令満25年以上の者
2. 参議院議員については年令満30年以上の者
3. 都道府県の議会の議員については、その選挙権を有する者で、年令満25年以上の者
4. 都道府県知事については年令満30年以上の者
5. 市町村の議会の議員については、選挙権を有する者で、年令満25年以上の者
6. 市町村長については、年令満25年以上の者

○このほか、教育委員会の委員、家庭裁判所調停委員、民生委員等、多くの任命による公職についても、性別による差別は全くない。

b) 婦人の政治的実績

婦人が参政権獲得後の国会議員選挙における男女投票率及び婦人当選者数

衆議院議員

	男 (%)	女 (%)	婦人議員
1946年 4月10日	78.5	67.0	39
1947年 4月25日	74.9	61.6	15
1949年 1月23日	80.7	67.9	12
1952年10月 1日	80.5	72.8	12
1953年 4月19日	78.4	70.4	9
1955年 2月27日	79.9	72.1	8

1958年 5月22日	79.8	74.4	11
1960年 11月20日	76.0	71.2	7

参議院議員

	男 (%)	女 (%)	婦人議員
1947年 4月20日	68.4	54.0	11
1950年 6月 4日	78.2	66.7	12
1953年 4月24日	67.8	58.9	15
1956年 7月 8日	66.9	57.7	15
1959年 6月 2日	62.6	55.2	13

- c) 婦人に対する政治教育 日本婦人においては、一般教育の水準が高いので基礎教育の必要性はないが、特に市民としての知識や判断力を養うためになされる次のような特別な教育が行なわれている。

○労働省婦人少年局による啓蒙活動

婦人の地位向上を目的とする婦人少年局は、その各婦人少年室を通じて、あらゆる階層の婦人に対し、市民意識昂揚のための啓蒙活動を常時行っている。

△婦人週間

1946年4月、婦人がはじめて参政権を行使した事を記念して、1949年以来毎年4月10日から1週間を婦人週間と定め、労働省主唱により、婦人の地位向上を目的とする啓蒙的行事が全国的に行われる。これには関係官公庁、民間婦人団体、労働組合婦人部等も各自の計画をもつて積極的に参加しており、婦人の市民意識の向上に役立つところが多い。

○地方教育委員会による成人教育

都道府県及び市町村の教育委員会の行う社会教育において、特に婦人の成人教育に重点がおかれ、各地域の公民館が主として中心となり、討論会、講習会及び母親学級、婦人学級などを開いて婦人の市民意識向上に努力している。

○選挙管理委員会による広報活動

選挙の実施の責任を負う全国及び地方選挙管理委員会は、選挙の時期や方法、各候補者の経歴を有権者に知らせ又、立合演説会を開いて各候補者の政見を知る機会を与える等、広報活動を行う他、棄権防止を目的とする啓蒙を行つている。

○婦人団体等の教育活動

日本婦人有権者同盟はじめ、主な婦人団体は、多く婦人の市民意識向上を目標として居り、そのための講演会、講習会、討論会などを催しているが、特に棄権防止や公盟選挙のために、積極的に運動を行つている。

d) 婦人の参政権に関する条約

○1953年(昭28)3月31日、ニューヨークで署名

1954年(昭29)7月7日、効力発生

○1961年3月現在、署名国42、批准国30、加入国6

○わが国は1955年4月に署名、6月に批准した第40番目の署名国で、22番目の批准国である。

○1962年2月現在の本条約当事国(36)

アルバニア、アルゼンチン、ブルガリア、白ロシア、カナダ、中国、キューバ、チエコスロバキア、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、フィンランド、フランス、ギリシア、ガテマラ、ハンガリー、ハイチ、インド、インドネシア、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、レバノン、

ニカラガ、ノルウエー、パキスタン、アイリッピン、ポーランド、ルーマ
ニア、スウェーデン、タイ、トルコ、ウクライナ、ソ連、ユーゴスラヴ
イア。

4. 助言サービス計画

A. 本議題に関しては、次の資料を中心として討論が行なわれる予定である。

a) 人権の分野における助言サービス：事務総長報告 (E/CN.6/398)

この報告書によれば1962年中に開催予定の婦人の地位関係のセミナーは次のものである。

私法上の婦人の地位に関するセミナー、1962年5月、東京において開催、招請範囲 E C A F E 地域の諸国及びオーストラリアとニュージーランド。(このセミナーははじめシンガポールで開催の予定であつたが、東京に変更となつたものである。)

b) 家族法上の婦人の地位に関する1961年のセミナーの報告 (ST/TAO/HR/11)

1961年6月19日から7月3日までルーマニア、ブカレストにおいて開催されたセミナーの報告である。

B. 本議題に対する問題点

本件に関しては、技術援助計画への婦人の参加を増大すること、特に毎年婦人のためのセミナーを開催することが事務総長に対して要請されているが、既に行なわれたものの成果を今後広く有効に生かすことも必要である。

C. 参考資料

a) 技術援助計画へのわが国の婦人の参加

○フェローシップ及びスカラシップへのわが国婦人の参加状況は次の通りである。

期 間	派遣先国	関係専門機関	研修分野	フエロ スカラ	別 身 分	氏 名
1950. 5 1951. 1	米 国	T T A	児 童 福 祉	F	埼玉県民生部	大原たつ子
1951. 9 1952. 2	カ ナ ダ	"	"	"	白 峰 会 理 事	平野 恒子
1952. 2 1952. 7	米 国	"	社会事業教育	"	日本社会事業短期大学教授	五味百合子
1954. 3 1954. 7	英 国	"	社会 福 祉	"	労働省婦人少 年局婦人課長	高橋 展子
1957. 8	タ イ	"	アジア婦人の市民的 責任と公的生活増大 に関するセミナー	"		
1952. 3	ニューゼーランド	W H O	看護 研究会議	"	厚生省医務局看護課長	金子 みつ
1952.11	台 湾	"	看護教育セミナー	"	国立公衆衛生 院	中道千鶴子
"	"	"	"	"	東京看護教育模範学院教授	高橋シユン
1953. 1 1953. 9	米 国	"	肢体不自由児療養計画	"	整 肢 療 護 園	里見 英子
"	"	"	"	"	"	小林 いつ
1953. 5 1954.11	ニューゼーランド オーストラリア	"	早産児対策計画	"	日 赤 産 院	溝口 明代
1953. 5 7 月	ニューゼーランド 米 国	"	早産児対策計画	"	第一高等看護学院	佐々木のぶ
1953.11 1954.11	ニューゼーランド	"	病 院 看 護管理	"	聖路加女子専門学校	檜垣 まさ
1955	米 国	"	看 護 教 育	"	国立公衆衛生 院	柴田 明子
"	フィリッピン	"	栄養衛生教育セミナー	"	農 林 省	矢口 光子
"	フ イ ー ジ	"	看護教育セミナー	"	聖路加女子短大教授	前田 あや
"	"	"	"	"	国立公衆衛生 院	永野 貞
1956	英国・ヨーロッパ	"	看 護 教 育	"	国立東京第一病院	鈴木八重子
"	米 国	"	"	"	東京都立保健 婦助産婦学院	鹿野 まつ
"	"	"	"	"	国立公衆衛生 院	野沢 園子
1957	カナダ・米国	"	"	"	"	勝島 喜美
"	台湾・マニラ	"	看護行政視察	"	"	岡田 菊枝

期 間	派遣先国	関係専門機関	研修分野	フェロー スカラー	身 分	氏 名
1958	ニュージーランド	WHO	臨床看護教育	F	国立東京第一病院	壁島ヤエ子
1958.10	ス イ ス	"	公衆衛生看護に関する 専門家委員会	"	国立公衆衛生院	永野 貞
1958.12	イ ン ド	"	補助看護者養成会議	"	厚生省医務局 看護参事官	金子 みつ
1959. 3	フィリッピン	"	WHO西太平洋地 域母性保護会議	"	東京都立保健 婦助産婦学院	小柳 こと
1960.10	マ ニ ラ	"	人口動態統計セミナー	"	厚生省統計調査部	上田 フサ
1961. 9	ド イ ツ	"	合成樹脂塗料	"	日本ペイントKK	牛田 俊子
1962. 1	デンマーク、スエー デン、イギリス、オ ランダ	ILO	ホームヘルプサービス	"	労働省国際労働課	森山 真弓

○これまでに開催された婦人の地位委員会関係のセミナーは次の4回である。

婦人 の公的生活参加について

1957年8月、バンコック (タイ)

1959年5月、ボゴタ (コロンビア)

1960年12月、アジス・アベバ (エチオピア)

家族法上の婦人の地位について

1961年6月、ブカレスト (ルーマニア)

5. 同一労働同一賃金

A. 本議題関係資料としては次のものが提出され、これを中心に討議が行なわれる予定である。

a) 同一労働同一賃金：ILOの経過報告（E/CN.6/392）

これは婦人の地位委員会第11回会期決議により作成継続方要請されたものであるが、第14回会期における決定によつて、以後2年に一度提出されることとなつた。

その内容は次の項目にしたがつて、男女同一賃金に関する国際的国内的現状及び最近行なわれた法律上実際上の措置等についての情報がとりまとめである。

第1章 国際的措置

1. ILOの活動

(a) 条約第100号（同一賃金条約）の批准状況

(b) 資料「職務評価」（1960年出版）について

2. 欧州経済共同体

3. 民間国際団体

a) 国際キリスト教労組連合

b) 国際自由労連

c) 国際産業団体及び一般労組連合

d) 国際婦人同盟

e) 聖ジョン国際婦人同盟

f) 婦人国際民主連盟

第2章 国内における措置（日本を含む30カ国）

b) 婦人の雇用にとくに関係ある I L O の活動 (E/CN.6/393) .

本資料は、婦人の地位委員会第 15 回会議の要請にもとづいて I L O が作成した婦人の雇用にとくに関係ある I L O の諸活動に関する報告書である。

その内容は次の項目を含み、第 1 章には婦人の雇用に関係ある I L O 条約及び勧告の概要、第 2 章には婦人にとくに関係ある最近の I L O の諸活動についての情報がまとめられている。

(内容項目)

第 1 章 婦人の雇用に関係ある I L O の現行基準

雇用と職業における無差別

同一賃金

母性保護

深夜業

健康上有害な業務 (坑内労働、鉛毒、放射線)

福祉施設及び保健措置

第 2 章 婦人の地位委員会にとくに関係ある I L O の最近の活動

I L O 総会

産業別委員会

技術援助

研究及び情報

国際職業訓練情報調査センター

青少年労働問題コンサルタント会議

I L O アフリカ地域助言委員会

I L O アジア地域助言委員会

B. 本議題に関する問題点

本件に関してはILO条約第100号の批准の促進及び男女同一労働同一賃金の原則の実施が各国に勧告されているが、わが国においては、男女同一賃金の原則は国内法をもつて規定されているところであるが、右条約の批准は未だ行なっていない。

また、1958年成立した雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO条約第111号）についても、わが国においては、条約の趣旨には賛成であるが、なお細部について検討中であり、未だ批准を行なっていない。

C. 参考資料

a) 男女同一賃金に関する日本の現行法

○日本国憲法第14条　すべて国民は法の下に平等であつて人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

○労働基準法第4条　使用者は労働者が女子であることを理由として賃金について男子と差別的取扱をしてはならない。

○国家公務員法第27条　すべて国民は、この法律の適用について平等に取扱われ、人種、性別、社会的身分、門地（中略）によつて差別されてはならない。

○同　第62条　職員の給与はその官職の職務と責任に応じてこれをなす。

b) 均等待遇に関する日本の現行法

○日本国憲法第14条　（前出）

○労働基準法第3条　使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をし

てはならない。

○同 第4条 (前出)

○国家公務員法第27条 (前出)

○職業安定法第3条 何人も人種，国籍，信条，性別，社会的身分，門地
従前の職業，労働組合の組合員であること等を理由として，職業紹介，
職業指導等について，差別的取扱を受けることがない。

但し労働組合法の規定によつて，雇用主と労働組合との間に締結された
労働協約に別段の定のある場合は，この限りでない。

○労働組合法第5条②労働組合の規約には，左に掲げる規定を含まなけれ
ばならない。

4.何人もいかなる場合においても，人種，宗教，性別，門地又は身分に
よつて組合員たる資格を奪われないこと。

c) 男女同一賃金原則実施のための行政措置

○労働基準法に規定されている各種の労働基準が守られるよう労働省に労
働基準局が，各都道府県に都道府県労働基準局が，各都道府県管内に労
働基準監督署が置かれている。特に婦人に特殊の規定の施行については，
婦人少年局長が勧告を行なう。

d) 男女同一賃金原則の実施状況

政府諸機関をはじめ，多くの企業で男女同一賃金は実施されており，労
働基準法第4条違反件数も次の如く逐年減少の傾向を示している。

1948年2～12月	427
1949年1～12月	453
1950年 "	389
1951年 "	130

1952年1～12月	95
1953年	110
1954年	53
1955年	51
1956年	44
1957年	30
1958年	12
1959年	12
1960年	8

しかし日本における賃金の決定には，労働者の能力や仕事の内容のほか
に学歴，勤続年数，年令，扶養家族数等々の個人的要素が強く影響してい
る。従つて一般に学歴が低く，年令が若く，勤続年数が短い女子労働者の
平均賃金は男子のそれより低くなつてゐる。

1960年平均賃金月額（30人以上事業場—毎月勤労統計調査より）

女 12,414円

男 29,029円

1960年雇用労働者の平均年令（賃金構造基本調査より）

女 26.3才

男 32.8才

1960年雇用労働者の平均勤続年数（賃金構造基本調査より）

女 4.0年

男 7.8年

1960年雇用労働者の学歴別比率（賃金構造基本調査より）

女	小 学	新中卒	6 7 %
	旧 中	新高卒以上	3 3 %
男	小 学	新中卒	3 9 %
	旧 中	新高卒以上	6 1 %

e) I L O 条約第 1 0 0 号

○ 1 9 5 1 年 6 月 2 9 日 I L O 第 3 4 回総会により採択され、1 9 5 3 年 5 月 2 3 日効力が発生した。1 9 6 2 年 2 月現在における当事国は次の 3 8 か国である。

アルバニア、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、白ロシア、中国、コスタリカ、キューバ、チエコスロヴァキア、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、フランス、ガボン、西独、ガチマラ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イタリア、アイヴオリークースト、メキシコ、ノールウエー、パナマ、ベル、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、シリア、ウクライナ、アラブ連合、ソ連、ユーゴスラヴィア。

○ わが国は未批准であるが、1 9 5 5 年 4 月 I L O に提出した現況報告書中の回答は次の通りである。

「問 国内の法令又は慣行によつて未だ実施されていない本条約の規定を実施するために、何らかの措置を執る意向があるか否かを示されたい」

「答 本条約の規定に関する限り、同居の親族のみを使用する事業に使用される労働者及び家事使用人について未実施の外、その他の点において未だ実施されていない部分はないが、日本国政府としては、今後行政指導による賃金合理化の促進その他男女同一賃金の原則の適用に必要な措置を引続きとる意向である。」

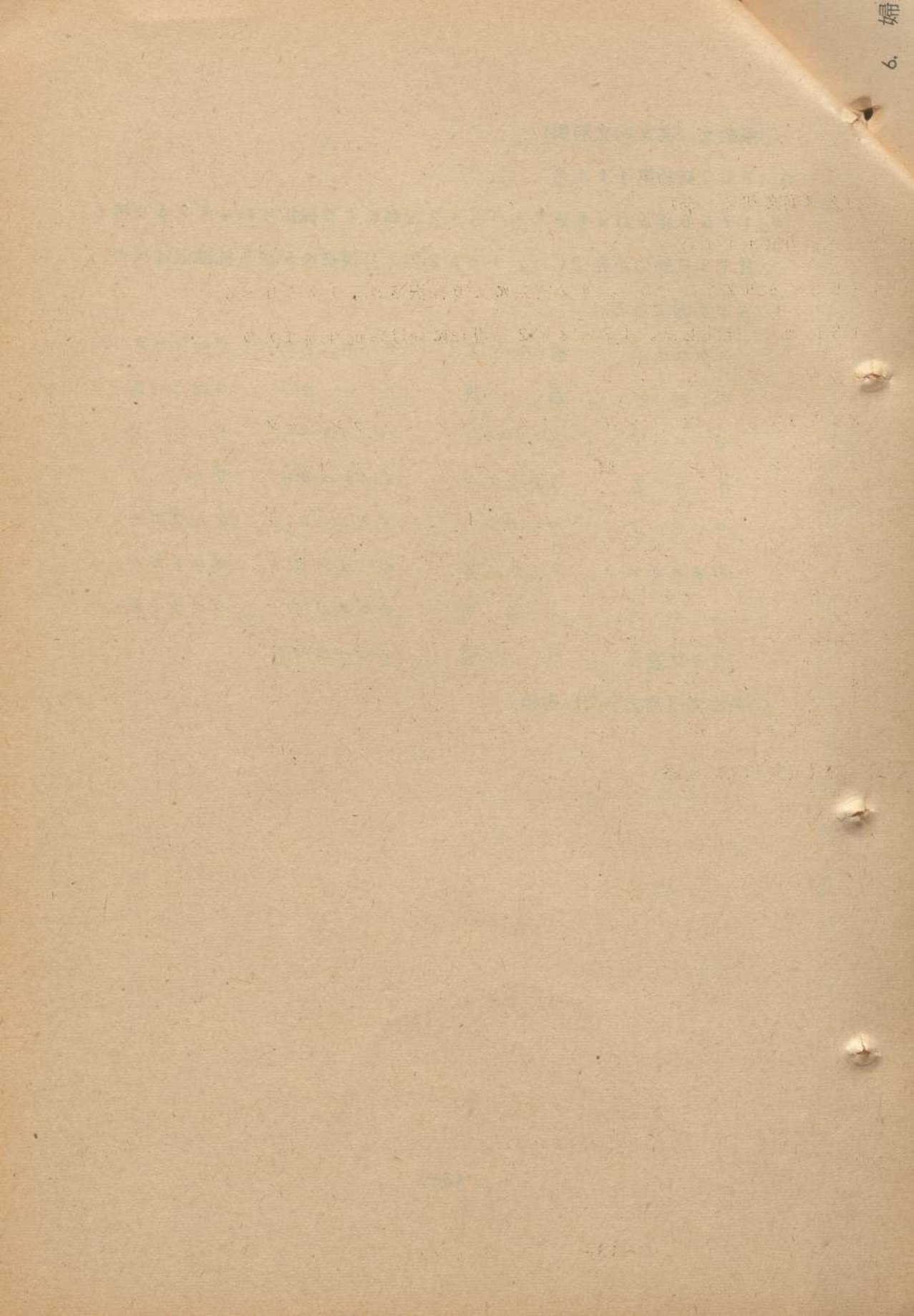
○条約文（英文和文別添）

f) I L の条約第 111 号

○1958年6月25日 I L の第42総会により採択され、1960年6月15日効力が発生した。1962年2月現在における批准国は次の31か国である。

ブルガリア	白 ロ シ ア	ダ ホ メ	デンマーク
ガ ボ ン	西 独	ガ ー ナ	ガ テ マ ラ
ギ ニ ア	ホンジュラス	ハンガリー	イ ン ド
イ ラ ク	イスラエル	アイボリー海岸	リ ベ リ ア
リ ビ ア	マラガシー	メ キ シ コ	ノルウエー
パキスタン	フィリピン	ポーランド	ポルトガル
ス イ ス	シ リ ア	チュニジア	ウクライナ
アラブ連合	ソ 連	ユーゴスラヴィア	

○条約文（英文和文）別添



6. 婦人の経済的権利及び経済的機会

A. 本議題関係資料としては次のものが提出され、これを中心に討論が行なわれる予定である。

a) 女子の職業指導及び職業訓練に関するILOの報告（未着）

この資料は、婦人の地位委員会第14回会期における要請並びに経済社会理事会第30回会期における決議にしたがつて、ILOが作成した報告書であると思われる。

b) 退職年令及び年金の権利に関するILOの報告（E/CN.6/394）

この報告書は、婦人の地位委員会第14回会期における決議並びに経済社会理事会第30回会期における決議にしたがつてILOが作成したものであり、諸国（日本を含む）における男女労働者の退職年金及び年金の権利に関する実情をつまびらかにすることを目的としている。

（内容項目）

序論

第1章 老令化、健康及び労働に対する適性

生理的、心理的老令化

老令化と職業活動

第2章 高年者に対する雇用の機会

高年者の雇用に対する障害

高年者の雇用

収入活動の延長

第3章 老令給付制度の普及状況及びその範囲

法律による制度

法律によらない給付制度

第4章 年金の権利

法律による制度

年金支給年令

条件

給付の性格，金額及び妥当性

法律によらない制度

第5章 人口統計上の考察

第6章 老令時の退職

高年令に伴う職業活動の減少

高年者の退職に対する態度

第7章 老令婦人の収入保障に関する特別の配慮

c) 保育所その他託児施設に関する国際児童センターの研究報告

(E/CN.6/385)

この文書は，国際児童センターが1960年パリにおいて開催した託児施設に関するセミナーの報告，及び国連欧州社会福祉特別プログラムの専門家デユモラン女史がこのセミナーのために作成した欧州4か国の託児所に関する報告を含んでいる。これらは，経済社会理事会第26回会期における決議並びに婦人の地位委員会第15回会期における決議にもとづいて，国際児童センターから寄せられたものである。

(内容)

託児所セミナー (国際児童センター主催)

開会の辞

M・ルロン (パリ)

生計維持の必要から、

経済の中心、

経済、

経済、

経済

経済、

経済、

経済、

経済、

経済、

経済、

経済、

経済、

経済、

経済、

経済、

経済、

経済、

経済、

経済、

経済、

経済、

働く婦人と託児所 F・ダウイドソン (バリ)

ポーランドにおける託児所問題

F.Sノヴァツカ (ワルシャワ)

米国における児童の昼間保育の形態

W.A.ムーア (ニューヨーク)

託児所の衛生 — 定期的健康診断・伝染病の予防

E・オムラン (ブルツセル)

小疾患のために朝託児所に収容できない児童の問題

S・ジエーリン (ウブサラ)

事故防止 — 託児所での事故とその防止

B・メイアー (バリ)

一般衛生と栄養の問題 — 託児所の一般衛生と児童給食への注意

S・ジエーリン (ウブサラ)

託児所における児童

I・レジーヌ (バリ)

託児所における児童の心理的発達

V・マノヴァ・トモヴァ (ソフィア)

託児所の一般時間割：食事，睡眠，遊び

H・シュビオネク (ワルシャワ)

ブルガリアの託児所における児童のための時間割

V・マノヴァ・トモヴァ (ソフィア)

フィンランドの託児所の一般時間割と日課

B・シエル (ヘルシンキ)

保育学校での2，3才児

一、關於本會之組織及職權範圍

二、關於本會之經費及資產

三、關於本會之業務及活動

四、關於本會之紀律及懲戒

五、關於本會之附屬機構

六、關於本會之對外關係

七、關於本會之其他事項

八、關於本會之修訂及廢止

九、關於本會之其他事項

十、關於本會之其他事項

十一、關於本會之其他事項

十二、關於本會之其他事項

S . エルビニエール・ルベール (パリ)

職 員 — 職員構成と作業計画

C . デュモラン (リオン)

英国における保母養成

J.M. ハモンド (ロンドン)

託児所職員：養成問題

G . アベル (パリ)

身体調整

P . デュラン (パリ)

イタリアにおける託児所

E . ザンブラーノ (ローマ)

法 律 — 託児所財政

ヴィギユイエ (パリ)

社会における託児所の役割

F . ダヴィドソン (パリ)

託児所と両親との交渉

F.S. ノヴァツカ (ワルシャワ)

託児所に子をあずける親の教育

R . マルティン・ド・バン

G . メルシエ (ジュネーヴ)

結 論

M . ルロン (パ リ)

西欧4か国の託児所に関する報告

(オランダ、スウェーデン、フィンランド、ポーランド)

緒言

第 1 部

オランダ

スウェーデン

フィンランド

ポーランド

第 2 部

I 社会政策と託児所

II 児童収容基準

III 託児所の設置場所

IV 託児所の活動

V 託児所の建物

VI 託児所の合理的な組織

VII 託児所における児童

VIII 教育と遊戯

IX 食事

X 児童を扱う職員

XI 管理職員

XII 一般衛生と伝染病予防

XIII 両親との接触

XIV 職員養成

B. 本議題に対する問題点

a) 女子の職業指導及び職業訓練に関する問題

この問題については、第 9 回会期において婦人の経済的独立達成の観点



から、また第14回会期においては、働く婦人の多くが不熟練労働に集中している現状に対する対策として、婦人の職業教育向上に関する決議が行なわれている。また1959年の婦人労働問題コンサルタント会議においても、女子の職業に関する教育の緊要性が強調されている。

b) 婦人の退職年令及び年金の権利に関する問題

本件は委員会第10回会期^(註)以来とりあげられており、婦人の年金受給年令を男子と平等にすべきか否かが論点となつていたものである。第13回会期において退職年令と年金受給権に関する平等の原則実施を各加盟国に勧告する趣旨の決議案を採択したのに対し、経済社会理事会は第30回会期においてこの問題についてはなお見解の相違があることにかんがみ、これに関してはいかなる決定もしない旨の決議を行なつた。よつて委員会は第14回会期においてこの問題に関するより充分な情報をうるためILOに対しさらに調査研究を要請したものである。

今回も以上の点について論じられる場合は、従来の経緯にかんがみ平等の退職年金を支持する。

(註：第10回会期において、1955年のILO第1回ヨーロッパ地域会議の決議の中に、年金受給最低年令を女子については男子より5才低くするという提案がなされていることについて論議が行なわれた。)

c) 託児施設に関する問題

本件に関しては、第10回会期において採択された働く母親に関する決議の中に、国際児童センターの報告書の提出を要請しており、第15回会期における決定により本会期議題項目に組みいれられたものである。

C. 参考資料 (別添)

1. 婦人の職業に関する教育関係資料集

（以下文字模糊，疑似为日文或中文的印刷体，因清晰度不足无法准确转录）

2. わが国における退職年令及び年金制度の現状
3. 託児施設に関するわが国の現状

7. 婦人の教育の機会

- A 本議題資料としては次のものが提出されこれを中心に討議が行なわれる予定である。

女子の初等教育の機会に関するユネスコの報告 (E/CN.6/396)

本報告書は婦人の地位委員会第15回会期における要請並びに経済社会理事会第32回会期における決議にもとずいてUNESCOが作成したものである。その内容は主として、UNESCOが各国に質問を発して得た回答にもとずいており、回答を寄せた82か国からの情報が含まれている。(日本からはユネスコ国内委員会が別添の回答を送付した。)

(内容項目)

第1章 女子初等教育の現状

A 女子初等教育の質的考察

1. 女子初等教育の法的基礎
2. 初等学校入学年令
3. 学課
4. 初等学校学童への免状交付と中等教育への機会
5. 共学か別学か

B 量的考察

1. 初等学校における女子の割合
2. 全学令児童中初等学校在籍者の割合と女子におけるその割合

C 女子教育における諸困難

1. 女子教育に対する障害

経済的原因、文化的原因、社会的原因、その他の原因

一、本節の目的は、本書の主旨を明らかにし、その意義を述べ、その方法を説明することである。

二、本書の主旨は、本書の主旨を明らかにし、その意義を述べ、その方法を説明することである。

三、本書の意義は、本書の意義を明らかにし、その意義を述べ、その方法を説明することである。

四、本書の方法は、本書の方法を明らかにし、その意義を述べ、その方法を説明することである。

五、本書の結論は、本書の結論を明らかにし、その意義を述べ、その方法を説明することである。

六、本書の参考文献は、本書の参考文献を明らかにし、その意義を述べ、その方法を説明することである。

七、本書の参考文献は、本書の参考文献を明らかにし、その意義を述べ、その方法を説明することである。

八、本書の参考文献は、本書の参考文献を明らかにし、その意義を述べ、その方法を説明することである。

九、本書の参考文献は、本書の参考文献を明らかにし、その意義を述べ、その方法を説明することである。

十、本書の参考文献は、本書の参考文献を明らかにし、その意義を述べ、その方法を説明することである。

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

2. 中途退学

中途退学者推定数・中途退学の原因

3. 欠席

第2章 女子の初等教育における進歩

A 過去20年間に於ける初等学校女生徒数の上昇

B 女子教育向上の誘因

1. 教育の組織と進歩に対する措置

(a) 中学及び高等教育の向上

(b) 学校数の増加

(c) 法律

(d) 教育予算の増加

(e) 成人教育

(f) 教育計画

(g) 教授上の措置

2. 政治及び法制上の要因

3. 経済的諸条件の改善と進歩

4. 社会的条件及び社会的文化的態度の改善

結語

付録Ⅰ 女子の初等教育の機会に関する調査のために各加盟諸国に送付し

た質問書

付録Ⅱ 統計表 初等学校在籍者中女子の割合

付録Ⅲ 統計表 初等学校在籍者中女子の割合及び学令児童中初等学校在

籍者の割合

付録Ⅳ 統計表 1937年、1950年及び1960年における女子の

初等学校在籍者数

B 本議題に関する問題点

本件に関しては、わが国においては教育の機会均等がすでに実現をみており、義務教育年限は1947年以来6年から9年に延長されている。

諸外国においては文盲撲滅対策としても初等教育振興のためになさるべきことが多く、これを容易にし効果をあげるような具体的措置がとらるべきである。

C 参考資料

a) 婦人の教育の機会に関する日本の現行法

○日本国憲法第26条 すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

○教育基本法第3条 すべての国民は、ひとしくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、又は門地によつて教育上差別されない。

同 第4条 国民は、その保護する子女に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

○教育基本法第5条 男女は互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

○学校教育法（内容略）

b) 女子初等教育の実情

わが国においては、1872年以来学校教育の制度が行なわれてきたが、以来国民の女子教育に対する関心は、男女の別なく極めて高く、既に

1904年から、女子の小学校就学率は90%を越えている。ユネスコ国内委員会からユネスコ本部に提出した資料による1960年における状況は次の通りである。

○小学校生徒数 男子 6,424,578

女子 6,166,102

就学率は男女共99.8%。女子学童数が男子学童数より少ないのは学令児童数が少ないことによる。

○欠席率 年間50日以上欠席者は男子0.67%、女子0.66%である。

○学課 学課の内容及び程度において男女の差別はない。

○共学 小数の私立学校を除くすべての小学校において男女共学が実施されている。

ユネスコより提出した回答（英文）別添

附：〔大正〕大正十一年（一九二二）

8. 私法上の婦人の地位

A 本議題に関しては、次の資料を中心として討議が行なわれる予定である。

a) 婦人の地位に関係ある相続法： 事務総長報告 (E/CN.6/391)

本報告は婦人の地位委員会第14回会期における要請にもとづく経済社会理事会第30回会期における決議にしたがつて、事務総長が婦人に関する相続法に関する質問書を国連及び専門機関各加盟国並びに国際司法裁判所当事国に送り、その回答にもとずいて作成したものであり、43か国からの情報がとりまとめている。わが国に関する情報は婦人少年局が作成した回答（英文別添）にもとずいている。

(内容項目)

第1章 遺言のない相続

第1節 総括

第2節 遺言のない場合の配偶者以外の者の相続権

慣習法

父母の一方を同じくする兄弟姉妹

非嫡出子

第3節 配偶者の相続権

第1群 生存配偶者のための特別規定を設けている国または地域

第2群 生存配偶者が故人の相続人と同格に扱われる国または地域

第3群 生存配偶者が他の相続人より後の順位となるか、もしくは
相続人とならない国または地域

死亡配偶者の負債

寡婦産・嫁夫産；“ mahr”とよぶ妻への贈与

両配偶者の同時的死亡

第4節 遺言のない相続への離婚の効果

第5節 婦人の相続能力

(a) 未婚婦人

(b) 結婚婦人

第6節 課税

第2章 遺言のある相続

第1節 総括

第2節 婦人の遺言能力

結婚前

結婚後

第3節 遺言相続に関する権利と義務

(a) 未婚婦人

(b) 結婚婦人

第4節 遺言による財産処分の自由：制限と救済

第1群 遺言による財産分与が制限されている国または地域

第2群 遺言による処分の自由がある、配偶者と最近親者への救済が講じられている国または地域

第3群 遺言による処分の自由があり配偶者と最近親者への救済の講じられていない国または地域

b) 家族法及び婦人の財産権に関する法制及び慣行についての事務総長追加報告（未着）

これは第13回会期、第14回会期及び第15回会期に提出されたもの

の補遺と思われる。日本に関する資料は、婦人少年局で作成した回答（別添）にもとずき、第14回会期の分に含まれている。

B. 本議題に対する問題点

わが国新民法においては相続のすべての権利に関し、男女による差別は全く撤廃されている。実際上の問題としては相続放棄が年間約13万～14万件みられ、その約7割弱が女子である。（参考資料の項に詳述）

諸外国においては、男女による差別、ことに既婚婦人に対する不均等の取扱の例が少なからずみられ、これに対する適切な措置が必要と考えられる。

C. 参考資料

○相続放棄に関する法律

民法第938条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

民法第939条 ②数人の相続人がある場合において、その一人が放棄をしたときは、その相続分は、他の相続人の相続分に応じてこれに帰属する。

○ 相続放棄に関する統計資料

1 申述者の性別および放棄の理由別件数。

(最高裁判所調べ)

		1956年	1958年	1960年
総 数		142,838	132,959	132,633
総 数	総数	142,838	132,959	132,633
	男	47,550	43,919	44,597
	女	95,288	89,040	91,032
生前贈与を受けて いる。	総数	6,814	6,888	6,518
	男	2,414	2,419	2,454
	女	4,400	4,469	4,064
生活が安定している	総数	28,624	29,328	31,797
	男	10,738	10,435	11,347
	女	17,886	18,893	20,447
遺 産 が 少 な い	総数	12,487	11,453	14,390
	男	5,088	4,732	5,918
	女	7,399	6,721	8,472
結 婚 また は 縁 組 した	総数	15,737	12,536	10,703
	男	1,509	1,260	1,220
	女	14,228	11,276	9,483
子に相続させたい	総数	4,046	3,916	7,062
	男	178	122	242
	女	3,868	3,794	6,820
長男(長女)だけ に家をつがせたい	総数	46,742	41,263	46,222
	男	16,072	13,912	15,743
	女	30,670	27,351	30,478
母に相続させたい	総数	3,280	2,871	2,913
	男	1,371	1,189	1,270
	女	1,909	1,682	1,643
農地の細分化を 防ぐ	総数	10,178	9,606	9,133
	男	4,314	4,111	3,696
	女	5,864	5,495	5,437
そ の 他	総数	13,783	14,166	4,708
	男	5,414	5,379	1,866
	女	8,369	8,787	2,842
不 詳	総数	1,147	932	2,187
	男	452	360	841
	女	695	572	1,346

(注) 1960年の数字は暫定数である。

2. 申述者の就業別件数

(最高裁判所調べ)

	1956年	1958年	1960年
総 数	142,838	132,959	135,633
有 業 者 総 数	77,721	74,773	81,475
農林業従事者	47,515	42,780	43,018
無 業 者 総 数	64,596	57,603	54,950
無業の妻、主婦	32,365	30,522	30,163
不 詳	521	583	792

(注) 1960年の数字は暫定数である。

9. 人権に関する定期報告

A. 本議題に関しては次の資料が提出され、これにもとずいて討議が行なわれる予定である。

a) 人権に関する定期報告の概要：事務総長作成資料(E/CN.4/810.およびAdd.1と2・Add.2は未着)

本資料は、第22回経済社会理事会並びに第12回人件委員会における決議にもとずいて作成された人権に関する定期報告書の2回目のものである。

経済社会理事会は決議、624B(XXII)によつて、各加盟国政府および専門諸機関に対し、世界人権宣言のうたう諸権利並びに民族自決の権利に関して各国における進歩の状況を三年毎に事務総長に報告することを要請した。本資料はこの要請にもとづく各国からの報告(1957年～1959年分)の概要をまとめたものであり、58か国(4/810とAdd1.日本を含む)よりの情報を含む。その内容は諸言のほか、以下のとおり人権宣言の条文の順序にしたがつて各権利毎に諸国の状況をのべている。

第1条、第2条および第7条関係

1. 自由と平等。法の前に平等である権利。法の保護に対する平等の権利
2. 少数者および少数者グループに関する権利

第3条関係

生命、自由および身体の安全に対する権利

第4条関係

すべての奴隷制度および奴隷売買の禁止

1. 奴隷条約（1926年9月25日 ジュネーヴにおいて署名）
の修正に関する議定書
2. 奴隷制度、奴隷売買および奴隷制度に類似の制度並びに慣行
の禁止に関する追加条約（1956年9月7日）
3. 人身売買および搾取の禁止に関する条約（1949年12月2
日）
4. 強制労働の廃止に関するILO条約105号（1957年）

第5条関係

拷問、または残酷な屈辱的な待遇あるいは刑罰の禁止

第6条関係

法の前に人格者として認められる権利

第8条関係

基本的権利の侵害に対して効果的な救済をうける権利

第9条関係

ほしいままに逮捕拘禁されない権利

第10条、11条関係

1. 犯罪を構成する行為および構成しない行為に対する裁判の執
行に関する一般原則
2. 刑事裁判の執行に関する権利

第12条関係

私生活、名誉信用に関する権利

第13条関係

移転および住居の自由に関する権利

第 1 4 条関係

国外避難に関する権利

第 1 5 条関係

国籍に関する権利

結婚婦人の国籍に関する条約（ 1 9 5 7 年 1 月 2 9 日 ）

第 1 6 条関係

結婚および家族に関する権利

第 1 7 条関係

財産に関する権利

第 1 8 条関係

思想、良心および宗教の自由に関する権利

第 1 9 条関係

意見および発表の自由に関する権利

第 2 0 条関係

集会および結社の自由

第 2 1 条関係

自国の政治に参与する権利および公務につく権利

婦人の政治的権利に関する条約（ 1 9 5 2 年 1 2 月 2 0 日 ）

第 2 2 条、 2 5 条関係

1. 適正な生活水準に対する権利
2. 社会保障および社会的保護に対する権利
3. 保健および医療に対する権利
4. 適正な住居に対する権利
5. 母と子に対する特別の保護援助

第 2 3 条関係

勤労に関する権利

第 2 4 条関係

休息と余暇に対する権利

第 2 6 条関係

教育に対する権利

第 2 7 条関係

1. 社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、科学の進歩とそのもたらす利益の保護をうける権利
2. 作品から生ずる有形無形の利益の保護に対する権利

第 2 9 条関係

制限

民族自決の権利

b) 人権に関する定期報告：I L O の報告 (E / C N . 4 / 8 1 1 / A d d .

1)

本資料は、I L O が上記経済社会理事会の決議にしたがつて加盟諸国からの情報をとりまとめ、1957年～1959年中に人権の分野において行なわれた進歩の状況に関する報告書として、人権委員会に提出するものである。その内容は、人権宣言の箇条別に、それに関係あるI L O の条約および勧告の要点をのべ、その批准の状況、批准国及び未批准国における進歩の状況をのべている。

(内容項目)

緒 言

I 無差別平等の権利 (宣言第 2 条)

II 社会保障 (宣言第 2 2 条および 2 5 条 (I))

緒 言

業務災害補償

1. 労働者災害補償
2. 労働者職業病補償

疾病給付

老令保険

癱疾保険

遺族保険

失業保険

失業補償

家族給付

母性保険

移民者の年金権利の保全

Ⅲ 職業選抜の自由および失業に対する保護（宣言第23条(1)）

労働の自由

雇用と失業

Ⅳ 同一労働同一賃金（宣言第23条(2)）

V 適正賃金（宣言第23条(3)）

Ⅵ 結社の自由（宣言第23条(4)）

Ⅶ 労働時間および休日（宣言第24条）

Ⅷ 母子保護（宣言第25条(2)）

- ） 人権に関する定期報告：ユネスコの報告（E/CN.4/811/Add
2）

本資料は、ユネスコが前記経済社会理事会の決議に基づいて加盟諸

国に質問書を発しその回答をとりまとめ、"世界人権宣言第19条、26条、27条の関係において加盟諸国の達成した進歩の状況に関する報告書(1957年～1959年)"として提出されたものであり、44か国(日本を含む)からの情報を含んでいる。

(内容項目)

第19条関係

1. 意見および発表の自由の権利
2. 情報機関設立に関する規則
3. 意見および発表の自由の権利に対する制限

第26条関係

1. 教育をうける権利
2. 無料の教育(とくに初等基礎教育において)
3. 初等教育の義務制
4. 技術教育および職業教育
5. 高等教育
6. 教育の目的
7. 子供の教育の種類を選択する両親の権利
8. その他

第27条関係

1. 文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、科学の進歩にあづかる権利
2. 発明家および著作者の有形無形の利益の保護

B。本議題に対する問題点

人権委員会は第16回会期において、人権に関する三年毎の定期報告の概要を婦人の地位委員会に回付する旨の決議を採択した。第15回婦人の地位委員会は、この決定をうけて、この報告書に基づき審議を第16回会期において取上げることを決定したものである。

C。参考資料

売春防止法（別添—英文）

売春防止法違反事件人員

年 度	受 理	起 訴
1958 年	24,112 人	8,440 人
1959 年	25,425	9,946
1960 年	22,188	8,243
1961 年	20,314	7,712

（法務省刑事局調べ）

婦人補導院入院状況

年 度	入 院 数
1958 年	97 人
1959	282
1960	429
1961	417

（法務省矯正局調べ）

10. 後進国の婦人の進歩に対する国連援助

A. この議題に関しては次のものが提出され、これを中心に討議が行なわれる予定である。

a) 後進国の婦人の進歩に対する国連援助に関する事務総長予備報告
(E/3493 and Corr. 1 & 2)

これは、第30回経済社会理事会における決議に基づき、事務総長が加盟国政府と専門機関の協力のもとに調査を進め、その結果を理事会および総会に報告するものである。この報告は、1961年5月1日までに集まつた17か国およびILO、UNESCOの情報をまとめたものであり、次の2章からなっている。

第1章 後進国の婦人の進歩に対する援助の現行のプログラムと種類

A 国連の行なうプログラムに関する諸国政府の報告(オーストラリア、カナダ、中国、マラヤ連邦、フランス、イタリア、マリ、南アフリカ連邦、英国、米国)

B 専門機関とUNICEF

1 ILO

I ILOの行なうプログラムの概要

(i) 研究

(ii) 会議

(iii) フェローシップ

II 諸国政府の報告—英国

2 UNESCO

I UNESCOの行なうプログラムの概要

(i) 調査と研究

(a) 婦人の社会的地位 (b) 婦人教育の必要性

(ii) 会 議

(a) 普通教育 (b) 技術・職業教育 (c) 成人教育

(iii) 技術援助

(a) 普通教育 (b) 技術・職業教育 (c) 成人教育

(iv) フェローシップと国際人事交流

(v) 民間団体との協力

(a) 成人教育 (b) 青年活動

II 諸国政府の報告（アフガニスタン、イタリア、英国）

3. FAO—諸国政府の報告（ガーナ、英国）

4. 国連児童基金—諸国政府の報告（アフガニスタン、ガーナ、マリ、英国）

C 他の政府間団体—諸国政府の報告（オーストラリア）

D 諸国政府の行なうプログラム（オーストラリア、カナダ、ガーナ、イタリア、マダガスカル、マリ）

E 民間団体—諸国政府の報告（カナダ）

第2章 とくに婦人の進歩のために国連が今後において行なう援助の必要性と可能性

A 諸国政府の意見—アフガニスタン、オーストラリア、フランス、ガーナ、イタリア、マダガスカル、マリ、南アフリカ連邦、ソ連、英国、米国

B 専門機関の意見

1. I L O

(i) 雇用と就職一般

(ii) 特定の種類の仕事に従事する婦人に対する援助の必要

(a) 農業 (b) 家事サービス (c) 看護と教育

(d) 内職

(iii) 社会的保護および社会保障に関する援助の必要

(a) 社会的保護 (b) 社会保障

(iv) 結 論

2. U N E S C O

(a) 婦人の地位委員会および民間団体との協力

(b) 後進地域の婦人の教育への機会

(c) その他の活動

b) 後進国の婦人の進歩に対する国連援助：事務総長報告（E/3566
E/CN.6/395）

この報告書は前記予備報告（E/3493）の継続資料として作成されたものであり、1961年5月1日以降1962年1月10日まで事務総長が入手した8か国からの情報並びに専門諸機関からの情報を含み、さらに国連の行なうプログラムの概略をのべている。

（内容項目）

第1章 後進国の婦人の進歩に対する援助の現行のプログラムと種類

A 国際連合の行なうプログラム

総 括

(i) 国際基準

(a) 国際条約 (b) 国連諸機関の勧告

(ii) 質問書、研究および出版

(a) 質問書 (b) 研究 (c) 出版

(iii) 技術援助

総 説

(a) 会議 (b) 専門家の任命 (c) 専門諸機関およびユニセフとの協力

B 諸国政府よりの報告(オランダ、パキスタン、韓国、アラブ連合)

C 専門諸機関およびユニセフの行なうプログラム

1. 食糧農業機関

総 説

(i) 会議 (ii) 専門家の任命 (iii) ユニセフとの協力

2. 国際労働機関

総 説

(i) ILO条約 (ii) 調査と研究 (iii) 技術協力

3. 世界保健機関

総 説

(i) 訓練プログラム (ii) フェローシップ、プログラム

4. 国連児童基金

総 説

(i) 保健サービスと疾病対策

(a) アジア (b) アフリカ (c) 東部地中海 (d) 西半球
(e) 地域間の事業

(iii) 木質教育

(a) アジア (b) アフリカ (c) 東部地中海 (d) 西半球

(iii) 家族および児童福祉サービスと地域社会の発展

(a) アジア (b) アフリカ

D 諸国政府の行なうプログラム (カンボジア、カメルーン、チリ、イスラエル、韓国)

第2章 特に婦人の進歩のために国連が今後において行なう援助の必要性と可能性

A 諸国政府の意見 (カンボジア、チリ、オランダ、パキスタン)

B 専門諸機関の意見

1. F A O 2. I L O

B. 本議題に対する問題点

第15回国連総会において「後進国における婦人の進歩に対する国連援助」に関する、次の主文を含む決議1509(XVI)が採択されている。

1. 加盟諸国とくに後進国の政府が婦人の地位向上のための国連のプログラムを充分活用するよう、またこれら諸政府が、事務総長が経済社会理事会決議771H(XXX)に基づいて実施する研究に協力するよう、さらに国連および専門諸機関がそれぞれこの目的達成の方向に一層そのプログラムを強化するよう、希望を表明する。
2. 経済社会理事会および婦人の地位委員会に対し、この問題に力を注ぎ、この研究に関連して、後進国の婦人の進歩に対する国連並びに専門諸機関による特別の援助に導くような適切な措置をとるよう要請する。

11. 人権委員会並びに少数者の差別防止および保護に関する
小委員会の最近の会議に出席した婦人の地位委員会代表の
報告

A. この議題に関しては、人権委員会並びに少数者の差別防止および保護
に関する小委員会に出席した婦人の地位委員会代表の口頭による報告を
きく予定である。

B. 本議題に関する問題点

本件は小委員会出席者の報告を聴取するのみで、特別の勧告等は行な
われていない。

上海圖書館藏
五十年來中國文學史

本書係根據作者多年教學經驗，參考國內外有關文學史著作，力求系統、全面、客觀地反映中國文學發展之全貌。全書分上下兩冊，上冊為先秦至唐宋，下冊為元明清至現代。本書不僅適合於文學系學生閱讀，亦為一般文學愛好者之良伴。

12. 全米婦人委員会の報告

A. この問題に関しては、経済社会理事会の決議48(IV)B第7節に規定された取極めにより全米婦人委員会の年次報告が提出される。

B. 本議題に関する問題点

本件に関しては同委員会の代表の報告および意見発表が行なわれるのみで、特別の勧告等は従来行なわれていない。

C. 参考資料

o 全米婦人委員会

全米婦人委員会は1928年キューバのハヴァナに於て開かれた「アメリカ諸国第6回国際会議」の決議に基づいて設立されたもので南北アメリカ21の共和国の政府によつて構成されており、婦人の文化的政治的経済的社会的権利を助長するために「アメリカ諸国機構」の諮問機関として婦人の問題の研究、その解決のための方法の提起などを行なっているものである。

13. 婦人の地位に関する通信

A. 当議題に関しては次の資料が提出されその採択が行なわれる。

a) 通信の非機密リスト (E/CN.6/GR.15)

この資料は、政治、経済、社会および教育の分野における婦人の権利を助長する原則に関して、1960年12月から1961年11月までの間に国連がうけとつた通信の概要よりなる非機密リストであり、経済社会理事会決議第76(V)の(a)項および同修正決議第304 I (XI) に基づくものである。

b) 通信の機密リスト

各委員に対し直接配布される。

B. 本件の討議は機密表に関しては機密会がもたれ、非機密表については通信に関する分科委員会に付託されるものである。

14. 委員会事業総覧、事業計画の検討と優先審議事項の設定、 文書作成の統制と制限

A. 本議題に関しては次の資料が提出され、これに基づいて討議が行なわれる予定である。

- a) 委員会の事業および国際的成果総覧：事務総長追加報告(E/CN.6/372/Add. I)

この資料は、第14回会期における要請にもとずき事務総長が作成し、第15回会期に提出した文書"委員会の事業と国際的成果総覧"の追加報告であり、毎年この資料を更新するよう事務総長に要請した同会期における決定にもとずいて作成されたものである。この追加報告は、1960年11月25日以後における活動内容を含む。

第1章 政治的権利

第1節 政治的権利一般

第3節 婦人の政治的権利に関する条約

第4節 婦人の政治教育

第3章 教 育

第1節 一般教育

第2節 職業指導、職業教育および技術教育

第4章 税法(会計法)

第6章 経済的権利(同一賃金を除く)

第1節 経済的権利一般

第4節 退職年令と年金権

第6節 家庭をもつ働く母親を含む勤労婦人

第 7 節	婦人の職業進出
第 7 章	同一労働同一賃金
第 8 章	私 法
第 1 節	家族法
1.	一 般
4.	慣習にもとづく手術
5.	結 婚
6.	結婚解消・取消・法定別居
第 2 節	財産権
4.	相続権
第 9 章	国 籍
第 1 0 章	人権の分野における技術援助および助言サービス
第 1 1 章	信託統治地域および非自治領 に関する情報
第 1 節	信託統治地域に関する情報
2.	信託統治地域における婦人の地位
第 2 節	非自治領に 関する情報
2.	非自治領における婦人の地位
第 1 3 章	公 報

D) 事業計画の検討と優先審議事項の設定・文書作成の統制と制限

：事務総長覚書（E/CN.6/399）

これは、総会決議 1272（XII D）並びに経済社会理事会決

議 742 (XXV I I I) に 基 づ い て 準 備 さ れ た 文 書 作 成 の 統 制 と 制 限

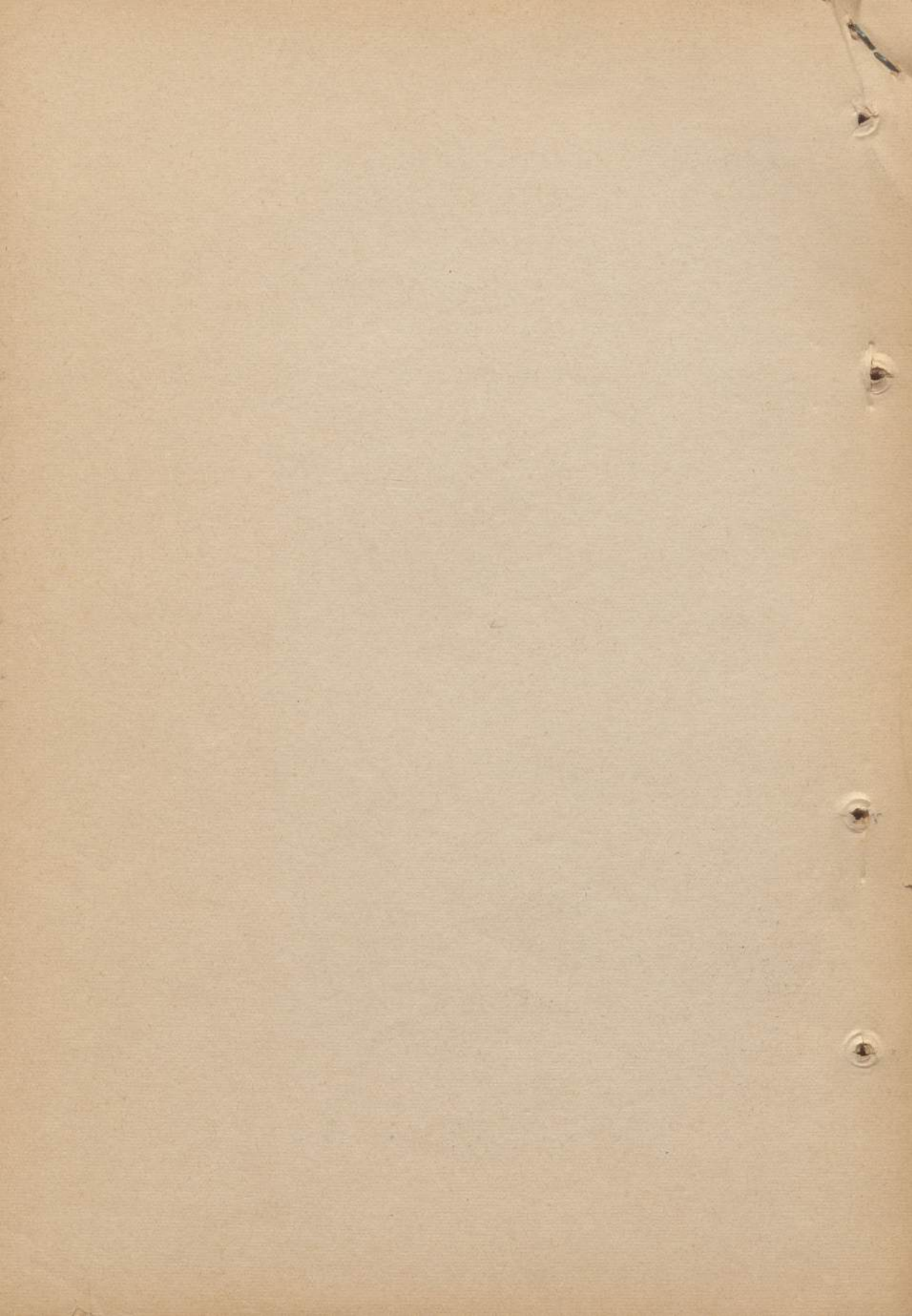
に 関 す る 事 務 総 長 案 を 含 む も の で あ る 。

B. 本 議 題 に 対 す る 問 題 点 特 に な し

C. 参 考 資 料 特 に な し

15. 経済社会理事会に対する報告の採択

運営規則第38条「委員会は各会期の事業に関し、経済社会理事会に報告するものとする。」の条項により委員会は会期の終了に先だち、第16回会期で行なつた業務についての理事会への報告書（事務局が作成したもの）を採択する。



東京大学文学部国文学会

国文学研究資料館

昭和二十九年

国文学研究資料館